



あなたの「学びたい！」を応援 生涯学習講座を開講します

【問い合わせ】本館生涯学習課(☎41-3587)、
まなび学園(☎23-4234)

市では、多彩な内容を幅広く学ぶことができる「生涯学習講座」や、サークルや団体の学習を応援する「ふれあい出前講座」を開講しています。講座を通じて、新しい学びとの出会いや仲間と交流する楽しさを感じてみませんか。

■本年度開講予定の主な生涯学習講座

- 富士大学花巻市民セミナー
- イーハトーブ花巻カレッジ
- 高齢者学級、女性学級、市民講座
- 家庭教育支援講座 など

※一部の講座ではYouTube配信を行う予定です。開催日程や内容は、広報はなまきや市ホームページなどでお知らせします



はなまきまなびガイド

ウェブサイト「はなまきまなびガイド」には、市の生涯学習に関するさまざまな情報(指導者、視聴覚教材、団体やサークル、学習相談機関など)を掲載しています。



■ふれあい出前講座

町内会や子供会などの地域団体、ボランティアサークル、趣味グループなどが行う学習会に講師を派遣します。

専門的な知識や技能を持つ花巻市生涯学習講師による講座(約160講座)、市や公共機関、団体職員などによる講座(約100講座)があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲昨年度の様子(親子でまなぶ食育講座)



▲昨年度の様子(イーハトーブ花巻カレッジ 知っておきたいA1倫理学)

「いわて消防指令センター」開所式が行われました

本市を含む、県内10消防本部の119番通報の受信や出動指令、消防無線の統制などを共同で行う「いわて消防指令センター」が4月1日に本格運用を開始。4月7日には、盛岡中央消防署庁舎にある同センターで開所式が行われ、関係者約30人が出席しました。

同センターの整備により災害情報などの一元的な管理や的確な把握が可能となり、より迅速な災害対応につながります。



▲関係首長によるテープカット

【問い合わせ】
消防本部警防課(☎24-2141)

アイコンの説明: お知らせ、 学び、 催し、 保健、 募集

表1 原動機付自転車および二輪車などの税額

種別	総排気量など	年額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	20cc超(三輪以上)	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2,000円
	その他	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下) ※被けん引車含む		3,600円
小型二輪自動車(250cc超)		6,000円
雪上車		3,600円

表2 軽三輪および軽四輪以上の車両の税額

種別	旧税率	現行税率	重課税率		
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円



軽自動車税は期限までに納めましょう

軽自動車税は、4月1日現在の軽自動車の所有者に課税される市税です。

納税通知書を5月11日(月)に発送しますので、納期限までに納付しましょう(※)。税額は軽自動車の種別により異なります(左表参照)。

【納期限】 6月1日(月)

*5月18日(月)までに納税通知書が届かない場合は、本館市民税課までご連絡ください

■処分・譲渡したときは手続きを

軽自動車などを処分・譲渡した場合には、手続きが必要です。手続きについて詳しくは、車種別取扱窓口へお問い合わせください。

【車種別取扱窓口】

▼原動機付自転車(125cc以下)
下)、小型特殊自動車(農耕用・その他)：本館市民税課諸務係(☎41-3526)、各総合支所
市民サービス課税務生活係(大

追 ☎41-3125、石鳥谷 ☎41-3445、東和 ☎41-6515)
▼軽二輪(250cc以下)、小型二輪自動車(250cc超)：東北運輸局岩手運輸支局(☎050-5540-2010)
▼軽三輪・軽四輪：軽自動車検査協会岩手事務所(☎050-3816-1833)

■減免制度があります

次の軽自動車などは、申請により税額の減額・免除を受けられる場合があります。

○心身に障がいがあり歩行が困難な人が所有する軽自動車などが構造がもつばら身体障がい者などが利用するための軽自動車などが公益のために、直接使用する軽自動車など

申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【申請期限】 5月25日(月)



【問い合わせ・申請】 本館市民税課(☎41-3526)、各総合支所市民サービス課(大迫 ☎41-3125、石鳥谷 ☎41-3445、東和 ☎41-6515)

県からのお知らせ

自動車税の納期限は6月1日(月)です

自動車税は、4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税です。納税通知書に掲載の二次元コードを読み込むことで、地方税お支払いサイトからクレジットカード、スマートフォン決済アプリなどで納付が可能です。

車検時には納税証明書の提示がなくても運輸支局で納付状況を確認できますが、確認できるまでに日数を要しますので、ご注意ください。

なお、車検時に納税証明書の提示を省略できるかをスマートフォンなどから確認できるシステム(※)を導入していますので、ご活用ください。※岩手、盛岡、平泉ナンバーの自動車のみ対応。軽自動車は除く



■問い合わせ・申請 岩手県県税センター自動車、軽油課税課(☎019-629-6538)